4　第１種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定めるものとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成30年７月～平成31年６月	264,000
2	すけとうだら	平成30年４月～平成31年３月	252,300
3	まあじ	平成30年１月～12月	217,200
4	まいわし	平成30年１月～12月	800,000
5	まさば及びごまさば	平成30年７月～平成31年６月	812,000
6	するめいか	平成30年４月～平成31年３月	97,000
7	ずわいがに	平成30年７月～平成31年６月	5,426

（注１）上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等、算定の基礎としていないものがある。

（削る）

（注２）上記の漁獲可能量のうち、以下に掲げる数量（以下「留保枠」という。）については、資源の来遊状況等に応じて農林水産大臣が配分するものとする。

・まあじ：43,400トン

・まいわし：160,000トン

・まさば及びごまさば：81,200トン

・ずわいがに：295トン（Ａ海域：252トン、Ｂ海域：43トン）

５・６　（略）

第４　第１種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

１　第３の３の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成29年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	202,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	165,500
3	まあじ	大中型まき網漁業	80,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	407,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	418,000

4　第１種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定めるものとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成30年７月～平成31年６月	
2	すけとうだら	平成30年４月～平成31年３月	252,300
3	まあじ	平成30年１月～12月	217,200
4	まいわし	平成30年１月～12月	800,000
5	まさば及びごまさば	平成30年７月～平成31年６月	
6	するめいか	平成30年４月～平成31年３月	97,000
7	ずわいがに	平成30年７月～平成31年６月	

（注１）上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等、算定の基礎としていないものがある。

（注２）さんま、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

（注３）上記の漁獲可能量のうち、以下に掲げる数量（以下「留保枠」という。）については、資源の来遊状況等に応じて農林水産大臣が配分するものとする。

・まあじ：43,400トン

・まいわし：160,000トン

（新設）

５・６　（略）

第４　第１種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

１　第３の３の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成29年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	202,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	165,500
3	まあじ	大中型まき網漁業	80,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	407,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	418,000